



2023年3月3日

各位

会社名 兼松サステック株式会社
代表者名 代表取締役社長 小泉 浩一
(コード番号 7961 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役本社部門統轄 酒井 泰治
(電話番号 03-6631-6600)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2023年5月上旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2023年3月20日（月曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2023年3月20日（月曜日）
- (2) 公告日 2023年3月5日（日曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.ksustech.co.jp/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2023年1月27日に公表した「支配株主である兼松株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」（同年2月24日付の「(変更)「支配株主である兼松株式会社による当社株式に対する公開買付けに係る賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」による変更を含みます。)においてお知らせいたしましたとおり、当社の支配株主（親会社）である兼松株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が2023年1月30日に開始した当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合であっても、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、公開買付者の所有する当社株式及び当社の所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったときは、本公開買付けの成立後に、以下の方法により、当社の株主を公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するための一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（ただし、公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことであり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、

会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

今般、本臨時株主総会を 2023 年 5 月上旬に開催する場合に備えて、公開買付者は、2023 年 2 月 22 日に、当社に対して、本公開買付けの決済開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、本公開買付けの公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請し、同日、当社はこの要請を了承いたしました。このような経緯のもと、当社は、本日付の取締役会決議により、本臨時株主総会を開催する場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

一方、(i) 本公開買付けが成立しない場合、又は (ii) 本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の 90% 以上となり、公開買付者が株式売渡請求を行う場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以 上